

建物及び設備における主な石綿使用状況

平成23年3月31日現在

対象	使用箇所	現状（使用状況等）	備考（対応状況他）	
石綿を含有する吹付け	建物の吸音、断熱材、耐火材として使用。	・ 3棟	2008年の厚生労働省通達などの国の動きを受けて、調査を実施。定期点検を行い、安全を確認している。可能な限り早期の除去等の対策を実施していく。	
石綿含有製品	建材	建物の耐火ボード、床材等に使用	・ H18.8以前に使用された建材に含まれていると考えられる。それ以降は石綿含有製品は使用していない。	
	防音材	変圧器の防音材（変電設備）	・ 4台	
	石綿セメント管	地中線用の管路材料（送電設備）	・ 亘長：約2.7km	
	保温材	発電設備（火力設備）	・ 石綿含有製品残数： 約3,800m ³ （全数の約9%）	
	緩衝材	送電設備等の懸垂がいし	・ 石綿含有製品残数：約646,000個 （全数の約26%）	成形品であり、加えてがいし内部に封入されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく。
	増粘剤	架空送電線用の電線	・ 電線防食剤 亘長：約177km （架空送電線全亘長の約2.2%）	油性材料の内部に固着されているため、通常状態において飛散性はないが、修繕工事等の機会に合わせて、順次非石綿製品へ取り替えていく。
	シール材・ジョイントシート	発電設備（火力設備・原子力設備）	・ 石綿含有製品残数： （火力） 約29,900個（全数の約32%） （原子力） 約36,500個（全数の約66%）	成形品であり、通常状態において飛散性はないため、非石綿製品のあるものについては、定期検査や修繕工事の機会に合わせて順次、非石綿製品へ取り替えていく。